

三陸沿岸地域の御林と村の生存戦略

—仙台藩牡鹿郡女川組を事例として—

高橋美貴

【本稿の課題と問題関心】

本稿の課題は、仙台藩の三陸沿岸地域を事例に、藩の領有する御林の利用とその役割（とくに村々にとって有した役割）について検討することである。このような課題を設定した理由は、二つある。

理由のひとつ目は、三陸沿岸地域に残された近世の古文書に森林、ことに御林に関する史料が少なからず残されていることから生じたものである。水運を利用した材木・薪の運搬の利便性や、水産加工・製塩といった燃料消費型産業が沿岸地域で広く行われていたことなどを考えると、それは当然のことなのかもしれない。ただ、三陸沿岸地域の歴史叙述が漁業に代表される海川の生業に重きを置いてきたことを想起すると、改めてこの地域に残された少なからざる森林関係史料の分析と、それに基づいた地域の歴史像の再検討が必要となってくるように思われる。はっきりしていることは、この地域の歴史叙述には、海・川に関わる歴史とともに、沿岸地域に広がる森林に関わる歴史も不可欠な位置を占めていたと考えられることである。本稿では、御林に限って、ではあるが、この点に検討を加えることを課題のひとつとした。

理由のふたつ目は、このような御林が沿岸の地域社会にとって持った機能・役割について検討したいということである。たとえば飢饉史研究で知られる菊池勇夫氏が、東北諸藩を事例に、藩が飢饉時などに御林を開放し、領民に薪を採らせたり、松皮・根を採取させたりする御救山という制度を採用していたことを明らかにしている。御林はたしかに領主によって領有された森林ではあるが、それが在村の各所に設置され、その管理が地元村々に委任されることがしばしばあったことを考えるとき、単に領主の領有林という定義で終わらせることのできない問題が、そこには広がっているように思われる。御救山といった制度の存在などを前提にすると、それが果たす社会的機能も含めた、領主と村との関係論までを射程に入れて御林に検討を加えていく必要がある。

本稿では、仙台藩牡鹿郡の女川湾沿岸地域と離島・出島を事例に、御林が持つ機能について、地元村々の視点から考察することを試みた。分析素材としたのは、仙台藩牡鹿郡

女川組の大肝入文書（女川浜・丹野家文書と横浦・木村家文書）である。

【分析の結果】

すでに指摘されているように、御林は飢饉などの非常時に、払下げなどを通して地元村々を救済する機能を持っていた。飢饉状況下では、領民の生活や生命を守るために領主による救済が不可欠となるが、当然のことながらそれには出費が伴う。このため、領内各地に設置された御林を廉価、ときに無償で払下げ、それを藩の救済制度として機能させるという仕組みは、危機的状況を一時的にせよ凌がせる方策として利用価値の高いものであった。その意味で、御林の領内各地への設置は、防災対策としての側面を持っていたことになる。

その一方で、御林の払下げは地元村にとっては一時的な資金を確保する手段として便利なものであったため、飢饉などの緊急事態でなくても（たとえば平常時であっても）、払下げを領主に願ひ上げ御林利用の権利を確保しようとする傾向も生む。もしも、このような要望を無制限に認めると、御林の過剰利用が生じるのは避けがたい。まして御林に防災対策としての機能が付されていたことを踏まえると、藩による払下げの可否判断には相応の慎重さが求められることとなる。逆に、村々にとっては、御林の払い下げが必要であることを領主に納得させ、それを利用する権利を引き出すための理論武装と説得が必要となる。それが、女川湾沿岸地域の場合には塩煮の再開や継続を論拠とした御林利用（御林からの塩木の払下げ）の要請であり、出島の場合には下草刈りや枝打ちなど御林の手入れを請け負うことによる、下草・枝・不良木などの採取権の要請であった。国産品たる塩の生産や藩の財政基盤のひとつである森林資源の生産といった藩財政への寄与を論拠として、平常年を含めて継続的に御林の利用権を引き出し続けようとする村々の生存戦略をそこに見出すことができよう。